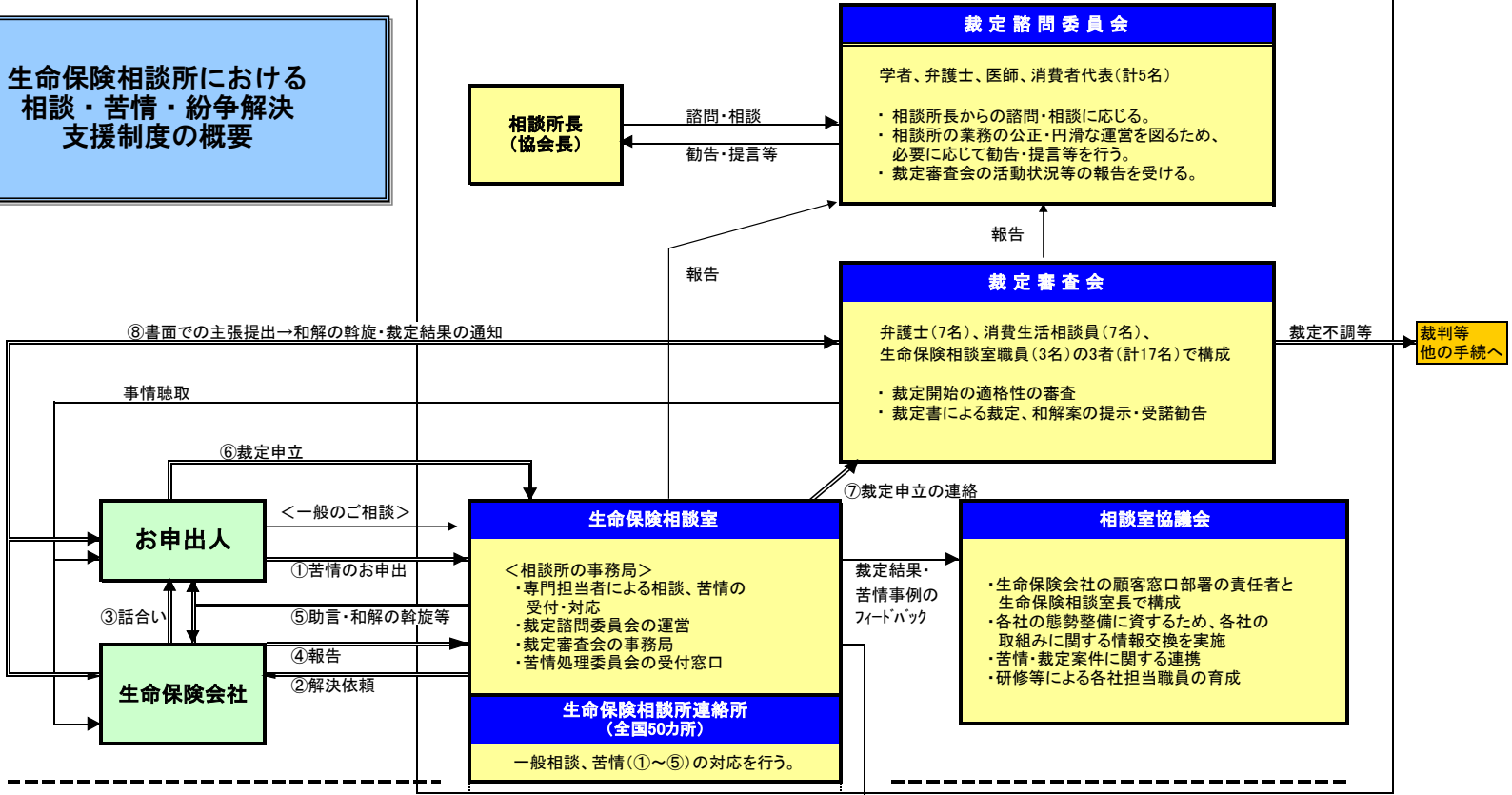


生命保険相談所における 相談・苦情・紛争解決 支援制度の概要

【生命保険相談所】



(注)
 *当協会は、金融庁から「認定個人情報保護団体」として認定を受けており、本部相談室において個人情報保護に関する苦情を受け付け、上記概要図の②の苦情の解決依頼から原則として3カ月を経過しても当事者間で苦情が解決しない場合には苦情処理アドバイザー(学者・弁護士等の学識経験者から1名を選任)の意見を聴取し、参考意見として当

・消費者行政・消費者関連団体等からの意見・要望
 ・裁定諮問委員会、裁定審査会の意見

生命保険会社
 ・経営層・関係部署において経営改善に活用